

野田市告示第 110号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和7年4月17日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 54枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越してください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式之二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-3-1	立看板 はり札	— 1	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-2	立看板 はり札	— 5	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-3	立看板 はり札	— 8	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511 ～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-4	立看板 はり札	— 9	結城野田線～市道1061～結城野田線～岩井野田線～我孫子関宿線～市道1030 中里～船形～蕃昌～船形～中里	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	令和7年3月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-5	立看板 はり札	— 4	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和7年3月11日 午前9時から午後4時	令和7年3月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-6	立看板 はり札	— 2	市道2100～22224～22222～2100～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和7年3月11日 午前9時から午後4時	令和7年3月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-7	立看板 はり札	— 12	結城野田線～つくば野田線～2390～31128～31121～結城野田線 蕃昌～吉春～清水～吉春	令和7年3月11日 午前9時から午後4時	令和7年3月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-8	立看板 はり札	— 1	野田牛久線～市道1180～1160～2170～1180～2220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和7年3月26日 午前9時から午後4時	令和7年3月26日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-9	立看板 はり札	— 8	野田牛久線～市道43124～野田牛久線～市道1252～1240～1252 中根～宮崎～大殿井～木野崎～二ツ塚～山崎	令和7年3月26日 午前9時から午後4時	令和7年3月26日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-3-10	立看板 はり札	— 4	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和7年3月26日 午前9時から午後4時	令和7年3月26日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	